

甲州市農業委員会日程

会期	平成29年12月26日(火)		自 午後1時30分 至 午後3時00分予定
会場	甲州市役所本庁舎2階 第一会議室		
日 程			
1	会議録署名委員の指名		
2	会長報告		
3	議 案		
	第1号	農地法第3条の規定による許可申請について	(11件)
	第2号	農地法第5条の規定による許可申請について	(4件)
	第3号	農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の決定について(利用権貸借)	(28件)
	第4号	農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の決定について(農地中間管理事業)	(18件)
	第5号	農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農用地利用配分計画案の承認について	(14件)
4	報告		
	第1号	農地法第18条第6項の規定による届出について	(2件)
5	その他		

甲州市農業委員会 会議録

1. 開催日 平成29年12月26日(火) 午後1時30分から午後3時19分
甲州市役所本庁舎2階 第一会議室

1. 出席した委員

1 坂本 忠	2 早川 博	3 窪川 哲郎
4 平山 重三	5 根津 信彦	6 ー
7 雨宮 宏	8 萩原 一重	9 飯島 務
10 竹井 正人	11 長沢 光高	12 藤原 英一
13 南 秀岳	14 平山 尋文	15 宮原 王春
16 手塚 勲	17 中村 一男	18 萩原 勝俊
19 小佐川 武	20 今井 壽	21 雨宮 芳文
22 原 勝	23 佐藤 和也	24 丹澤 英一
25 佐藤 定之	26 小川 利雄	27 駒田 裕
28 大村 公宏	29 中山 仁	30 三科 健造
31 三森 一雄	32 神宮司 昭男	33 西矢 恵太郎
34 小池 宣弘	35 有賀 利隆	36 佐藤 充

1. 欠席した委員

4 平山 重三

1. 本会議の会議録署名委員

1 坂本 忠 2 早川 博

1. 職務のため本委員会に出席した職員

中村 賢一、早川 崇、島田 淳、雨宮 果南

1. 会議日程 別紙

事務局	<p>総会の前に議席番号4番の平山委員よりご挨拶がございますので、お願いいたします。</p> <p>(平山委員からお礼の挨拶)</p> <p>それでは会議に先立ちまして挨拶をしますのでご起立を願います。 (相互に挨拶)</p> <p>着席してください。ここでご報告ですが、本日事務局長の中村が県外へ出張しております。本日欠席となりますがご承知願います。 それでは定刻となりましたので会長にご挨拶をいただき、日程に基づいて進行をお願いいたします。</p>
会 長 議 長	<p>(会長の挨拶)</p> <p>只今から甲州市農業委員12月定例の総会を開催いたします。只今の出席委員は34名で定足数に達しております。 本日、4番 平山 重三委員から欠席の旨、通告がありましたのでご報告いたします。</p> <p>日程1、本日の総会の議事録署名委員につきましては、1番 坂本 忠委員、2番 早川 博委員をご指名いたします。よろしくをお願いいたします。</p> <p>日程2、会長報告 12月7日、第2次甲州市青年等就農計画認定委員会が甲州市役所会議室で開催されました。ただ今の会長報告について、何かご意見がございましたらお願いいたします。</p> <p>(意見なし)</p> <p>ご意見もないようですので、以上で報告を終わります。</p> <p>日程3、議案第1号農地法第3条の規定による許可申請について、11件を上程し、審議を行います。議案第1号1番を議題といたします。事務局から議案の朗読、説明を求めます。</p>
事務局	<p>(議案第1号農地法第3条第1番の許可申請についての朗読、概要の説明をする)</p>
議 長	<p>議案の朗読、説明が終わりました。地区担当委員さんの調査報告をお願いいたします。</p>
3番	<p>(議案第1号1番の調査報告報告をする)</p>
議 長	<p>ご苦労様でした。調査報告が終わりました。それでは質疑を行います。質疑ございますか。 (「なし」との声あり)</p> <p>質疑も無いようですので、質疑を打ち切ります。 お諮りします。議案第1号1番については許可することにご異議ございませんか。 (「異議なし」との声多数あり)</p>

	<p>異議なしとのことですので、議案第1号1番については許可することに決しました。次に議案第1号2番を議題といたします。事務局から議案の朗読、説明を求めます。</p>
事務局	<p>(議案第1号農地法第3条第2番の許可申請についての朗読、概要の説明をする)</p>
議長	<p>議案の朗読、説明が終わりました。地区担当委員さんの調査報告をお願いいたします。</p>
8番	<p>(議案第1号2番の調査報告をする)</p>
議長	<p>ご苦労様でした。調査報告が終わりました。それでは質疑を行います。質疑ございますか。 (「なし」との声あり) 質疑も無いようですので、質疑を打ち切ります。 お諮りします。議案第1号2番については許可することにご異議ございませんか。 (「異議なし」との声多数あり) 異議なしとのことですので、議案第1号2番については許可することに決しました。次に議案第1号3番を議題といたします。事務局から議案の朗読、説明を求めます。</p>
事務局	<p>(議案第1号農地法第3条第3番の許可申請についての朗読、概要の説明をする)</p>
議長	<p>議案の朗読、説明が終わりました。地区担当委員さんの調査報告をお願いいたします。</p>
9番	<p>(議案第1号3番の調査報告をする)</p>
議長	<p>ご苦労様でした。調査報告が終わりました。それでは質疑を行います。質疑ございますか。 (「なし」との声あり) 質疑も無いようですので、質疑を打ち切ります。 お諮りします。議案第1号3番については許可することにご異議ございませんか。 (「異議なし」との声多数あり) 異議なしとのことですので、議案第1号3番については許可することに決しました。次に議案第1号4番を議題といたします。事務局から議案の朗読、説明を求めます。</p>
事務局	<p>(議案第1号農地法第3条第4番の許可申請についての朗読、概要の説明をする)</p>
議長	<p>議案の朗読、説明が終わりました。地区担当委員さんの調査報告をお願いいたします。</p>
9番	<p>(議案第1号4番の調査報告をする)</p>

議 長	<p>ご苦勞様でした。調査報告が終わりました。それでは質疑を行います。質疑ございますか。</p> <p>（「なし」との声あり）</p> <p>質疑も無いようですので、質疑を打ち切ります。</p> <p>お諮りします。議案第1号4番については許可することにご異議ございませんか。</p> <p>（「異議なし」との声多数あり）</p> <p>異議なしとのことですので、議案第1号4番については許可することに決しました。次に議案第1号5番を議題といたします。事務局から議案の朗読、説明を求めます。</p>
事務局	<p>（議案第1号農地法第3条第5番の許可申請についての朗読、概要の説明をする）</p>
議 長	<p>議案の朗読、説明が終わりました。地区担当委員さんの調査報告をお願いいたします。</p>
10番	<p>（議案第1号5番の調査報告をする）</p>
議 長	<p>ご苦勞様でした。調査報告が終わりました。それでは質疑を行います。質疑ございますか。</p> <p>（「なし」との声あり）</p> <p>質疑も無いようですので、質疑を打ち切ります。</p> <p>お諮りします。議案第1号5番については許可することにご異議ございませんか。</p> <p>（「異議なし」との声多数あり）</p> <p>異議なしとのことですので、議案第1号5番については許可することに決しました。次に議案第1号6番を議題といたします。事務局から議案の朗読、説明を求めます。</p>
事務局	<p>（議案第1号農地法第3条第6番の許可申請についての朗読、概要の説明をする）</p>
議 長	<p>議案の朗読、説明が終わりました。地区担当委員さんの調査報告をお願いいたします。</p>
10番	<p>（議案第1号6番の調査報告をする）</p>
議 長	<p>ご苦勞様でした。調査報告が終わりました。それでは質疑を行います。質疑ございますか。</p> <p>（「なし」との声あり）</p> <p>質疑も無いようですので、質疑を打ち切ります。</p> <p>お諮りします。議案第1号6番については許可することにご異議ございませんか。</p> <p>（「異議なし」との声多数あり）</p> <p>異議なしとのことですので、議案第1号6番については許可することに決しました。次に議案第1号7番を議題といたします。事務局から議案の朗読、説明を求めます。</p>

事務局	(議案第1号農地法第3条第7番の許可申請についての朗読、概要の説明をする)
議長	議案の朗読、説明が終わりました。地区担当委員さんの調査報告をお願いいたします。
12番	(議案第1号7番の調査報告をする)
議長	ご苦勞様でした。調査報告が終わりました。それでは質疑を行います。質疑ございますか。 (「なし」との声あり) 質疑も無いようですので、質疑を打ち切ります。 お諮りします。議案第1号7番については許可することにご異議ございませんか。 (「異議なし」との声多数あり) 異議なしとのことですので、議案第1号7番については許可することに決しました。次に議案第1号8番を議題といたします。事務局から議案の朗読、説明を求めます。
事務局	(議案第1号農地法第3条第8番の許可申請についての朗読、概要の説明をする)
議長	議案の朗読、説明が終わりました。地区担当委員さんの調査報告をお願いいたします。
16番	(議案第1号8番の調査報告をする)
議長	ご苦勞様でした。調査報告が終わりました。それでは質疑を行います。質疑ございますか。 (「なし」との声あり) 質疑も無いようですので、質疑を打ち切ります。 お諮りします。議案第1号8番については許可することにご異議ございませんか。 (「異議なし」との声多数あり) 異議なしとのことですので、議案第1号8番については許可することに決しました。次に議案第1号9番、10番につきましては、譲受人が同一人であるため一括上程といたします。事務局から議案の朗読、説明を求めます。
事務局	(議案第1号農地法第3条第9番、10番の許可申請についての朗読、概要の説明をする)
議長	議案の朗読、説明が終わりました。地区担当委員さんの調査報告をお願いいたします。
23番	(議案第1号9番、10番の調査報告をする)
議長	ご苦勞様でした。調査報告が終わりました。それでは質疑を行います。質疑ございますか。

	<p>(「なし」との声あり) 質疑も無いようですので、質疑を打ち切ります。 お諮りします。議案第1号9番、並びに10番については許可することにご異議ございませんか。</p> <p>(「異議なし」との声多数あり) 異議なしとのことですので、議案第1号9番、並びに10番については許可することに決しました。次に議案第1号11番を議題といたします。事務局から議案の朗読、説明を求めます。</p>
事務局	(議案第1号農地法第3条第11番の許可申請についての朗読、概要の説明をする)
議長	議案の朗読、説明が終わりました。地区担当委員さんの調査報告をお願いいたします。
27番	(議案第1号11番の調査報告をする)
議長	<p>ご苦労様でした。調査報告が終わりました。それでは質疑を行います。質疑ございますか。</p> <p>(「なし」との声あり) 質疑も無いようですので、質疑を打ち切ります。 お諮りします。議案第1号11番については許可することにご異議ございませんか。</p> <p>(「異議なし」との声多数あり) 異議なしとのことですので、議案第1号11番については許可することに決しました。 次に議案第2号農地法第5条の規定による許可申請について、4件を上程し、意見を求めます。議案第2号1番を議題といたします。事務局から議案の朗読、説明を求めます。</p>
事務局	(議案第2号農地法第5条第1番の許可申請について朗読、概要の説明をする)
議長	議案の朗読、説明が終わりました。それでは地区担当委員さんの調査報告をお願いいたします。
2番	(議案第2号1番の調査報告をする)
議長	<p>ご苦労様でした。調査報告が終わりました。それでは質疑を行います。質疑ございますか。</p> <p>(「なし」との声あり) 質疑も無いようですので、質疑を打ち切ります。 お諮りします。議案第2号1番については許可相当として山梨県知事に進達することにご異議ございませんか。</p> <p>(「異議なし」との声多数あり) 異議なしとのことですので、許可相当として山梨県知事に進達することに決しました。次に、議案第2号2番を議題といたします。事務局から議案の朗読、説明を求めます。</p>

事務局	(議案第2号農地法第5条第2番の許可申請について朗読、概要の説明をする)
議長	議案の朗読、説明が終わりました。それでは地区担当委員さんの調査報告をお願いいたします。
7番	(議案第2号2番の調査報告をする)
議長	ご苦労様でした。調査報告が終わりました。それでは質疑を行います。質疑ございますか。 (「なし」との声あり) 質疑も無いようですので、質疑を打ち切ります。 お諮りします。議案第2号2番については許可相当として山梨県知事に進達することにご異議ございませんか。 (「異議なし」との声多数あり) 異議なしとのことですので、許可相当として山梨県知事に進達することに決しました。次に、議案第2号3番を議題といたします。事務局から議案の朗読、説明を求めます。
事務局	(議案第2号農地法第5条第3番の許可申請について朗読、概要の説明をする)
議長	議案の朗読、説明が終わりました。それでは地区担当委員さんの調査報告をお願いいたします。
13番	(議案第2号3番の調査報告をする)
議長	ご苦労様でした。調査報告が終わりました。それでは質疑を行います。質疑ございますか。 (「なし」との声あり) 質疑も無いようですので、質疑を打ち切ります。 お諮りします。議案第2号3番については許可相当として山梨県知事に進達することにご異議ございませんか。 (「異議なし」との声多数あり) 異議なしとのことですので、許可相当として山梨県知事に進達することに決しました。次に、議案第2号4番を議題といたします。事務局から議案の朗読、説明を求めます。
事務局	(議案第2号農地法第5条第4番の許可申請について朗読、概要の説明をする)
議長	議案の朗読、説明が終わりました。それでは地区担当委員さんの調査報告をお願いいたします。
22番	(議案第2号4番の調査報告をする)
議長	ご苦労様でした。調査報告が終わりました。それでは質疑を行います。質疑ございますか。

33番	議席番号33番の西矢です。一般住宅と農家住宅の違いを教えてください。
事務局	西矢委員のご質問にお答えいたします。一般住宅と農家住宅の違いですが、転用面積の違いがございます。農業委員会に申請がある案件は、今まで一般住宅の建築が多くありますが、一般住宅の転用面積の制限は500㎡までという規定があります。500㎡まで転用が可能であるのが一般住宅であります。農家住宅は1,000㎡までの転用が可能になります。農家は作業場とか駐車場など、より広い面積が必要であることが考慮されて、1,000㎡までの転用が可能となっております。よろしくお願いたします。
議長	質疑も無いようですので、質疑を打ち切ります。 お諮りします。議案第2号4番については許可相当として山梨県知事に進達することにご異議ございませんか。 （「異議なし」との声多数あり） 異議なしとのことですので、許可相当として山梨県知事に進達することになりました。 次に、議案第3号農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の決定について28件を上程し、意見を求めます。事務局に説明を求めます。
事務局	（農業経営基盤強化促進法に基づく利用集積の利用権の設定28件について説明し、意見を求める）
議長	それでは質疑を行います。質疑ございますか。 （「なし」との声あり） 質疑も無いようですので、質疑を打ち切ります。 お諮りします。議案第3号については、説明のとおり決定することにご異議ございませんか。 （「異議なし」との声あり） 異議なしとの事ですので、議案第3号につきましては、説明のとおり決定することになりました。 次に、議案第4号農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の決定について18件を上程し、意見を求めます。事務局に説明を求めます。
事務局	（農業経営基盤強化促進法に基づく利用集積の利用権の設定18件について説明し、意見を求める）
議長	それでは質疑を行います。質疑ございますか。 （「なし」との声多数あり） 質疑も無いようですので、質疑を打ち切ります。 お諮りします。議案第4号については、説明のとおり決定することにご異議ございませんか。 （「異議なし」との声あり） 異議なしとの事ですので、議案第4号につきましては、説明のとおり決定することになりました。 次に、議案第5号農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農用地利用配分計画案の承認について14件を上程し、意見を求めます。事務局に説明を求めます。
事務局	（農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農用地利用配分計画案14

	件について説明し、意見を求める)
議長	<p>それでは質疑を行います。質疑ございますか。 (「なし」との声多数あり) 質疑も無いようですので、質疑を打ち切ります。 お諮りします。議案第5号につきましては、説明のとおり承認することにご異議ございませんか。 (「異議なし」との声あり) 異議なしとの事ですので、議案第5号につきましては、説明のとおり承認することに決しました。 次に日程4報告、農地法第18条第6項の規定による届出について2件を報告願います。</p>
事務局	(合意解約の届出2件について説明意する)
議長	<p>只今の報告につきまして何かご発言ございますか。 ご発言もございませんので以上報告を終わらせていただきます。 日程5その他、その他でございますが、最初に議席番号31番三森委員から発言の申し出がございますので、お願いいたします。</p>
31番	<p>議席番号31番の三森でございます。今日、急遽皆さんのお手元に一枚のプリントでお配りをしてございます。「農業共済組合からお知らせ」というので裏表ございますが、裏面と申しまししょうか、23日の山日新聞をそのままコピーしたものでございまして、果樹共済1.9億、10年で最多というふうな大きな見出しで出ておりましたので、皆さんも目を通された方も多かろうと思います。それでは元へ戻っていただきまして、私も農済の方から推薦されて農業委員になっている立場で、こういう話をさせていただくのも今日で最後かと思っておりますが、よろしくお願ひしたいと思っております。まず、1番として29年産果樹共済の支払い共済金ということで、一覧表にしておきました。上の方から左の方で、塩山、勝沼、大和、そして甲州市合計、そして右の方へ行ってぶどう、もも、すもも、合計というふうなことでございます。甲州市合計でぶどうの共済金の支払いが29,183,540円、もも、すももを加えまして30,000,000円ちょっとということになります。その下が山梨市でございまして合計75,000,000円、笛吹市が合計46,000,000円、甲府市が合計8,300,000円ということで、これを加えまして農済の中央支所ということになる訳ですが、中央支所の合計でぶどうが148,810,000円、ももが8,357,000円、すももが3,408,000円、合計160,585,760円ということになります。その他の支所のものを含めまして、山梨県合計としてぶどうが167,400,000円、ももが9,140,000円、すももが14,520,000円、合計で191,079,150円ということでございます。それぞれのぶどう、もも、すもも、農家によっては加入している人、加入していない人がいる訳でございますが、山梨県全体の果樹共済の加入率が23%くらいでございますから、その率で約2億円というものを掛けていきますと、大変な金額になるということが感じられると思っております。加入率でいきますとちなみに甲州市の委員さんの中で果樹共済に加入していただいている方がちょうど6割ということでございますから、ぜひ残り4割の方もご加入をお願いしたいと思います。その下に参考として29年度3年間無事故農家への無事戻し金ということで書いてございますが、29年度まで3年間事故がなくて掛けっぱなしだった人については、掛金の3分の1が戻るということになっておりまして、</p>

その金額が中央支所管内で13,110,000円ということになります。次に大きな2番として「申し込み受付中です」というふうに書いてございましたが、果樹共済、それから園芸施設共済、これはハウスですね、それから建物共済、農機具共済というふうなことが、現在受付をしている段階でございます。それから大きな3番として「果樹共済に収入保険制度が始まります」というふうに書いておきました。これはまず(1)として対象者ですが、青色申告を行っている農家ということで、個人の農家、それから法人がこれに入ることができますが、青色申告をしているということが大原則になっております。(2)として補償の内容ですが、その年の収入が基準収入、基準収入というのは青色申告をしている基本的には5年間の平均ということになる訳ですが、その基準収入の9割を下回った場合に、下回った額の9割を補填するというので、加入にもいろいろ条件がございますけれども、簡単に言うところこういうふうなことになります。その9割を下回った場合ですから、1割部分は農家の責任として補填の対象にはなりません。例としまして基準収入を1,000万円で加入した場合、今年収入が800万円だった場合は90万円の補填があるということでございます。それから(3)として掛け金でございますが、保険料については国が2分の1の補助を行う、それと積立金ですがこれは75%を国が補助を行う。保険料部分と積立金部分で構成をされております。例として基準収入を1,000万円、補償の限度を90%、支払い率を90%として加入した場合には、保険料は72,000円、積立金は225,000円、合計297,000円が必要になる訳でございます。その後ろのカッコの中に積立金部分については未加入でも可、入らなくてもよろしいということになっております。そしてその下のカッコですが、積立金は個人のお金なので、補償がなければ翌年は支払わなくてもよろしいと、もしも補填なしで無事故で進んで行って、収入保険制度から脱退をする時には、掛け金が戻ってくるということになっております。次の(4)が加入、それから支払いのスケジュールですが、平成29年現在青色申告を行っていることが、来年度に入る条件になります。もし現在青色申告を行っていない人については、青色申告が必要でございますから1年ずつ遅れるということになります。来年の30年につきましては、加入申請を秋にさせていただきまして、年末までに保険料を支払っていただくこととなります。31年度が農業経営をしていただく年になるわけですので、この年の収入が算定期間になってくるわけです。32年、この確定申告を3月に行いまして、保険金の支払い請求ですね、請求を行い保険金の支払いを受けるということとなります。それから(5)は、現在のNOSAI制度との選択が可能ということですが、現在のNOSAI制度に入るもよし、収入保険制度に入るもよし、ということでございます。大きい4番ですが、来年秋のNOSAI申し込みですが、これは31年産になりますが、一部制度が廃止されます。

(1)として樹園地総合短縮方式という制度が現在行われておりますが、これは園地単位で春から収穫期までを補償されまして、4割を越えた被害の時に補償されるというのが樹園地総合短縮方式でございますが、これが園地単位は無くなりまして、農家単位になってきます。それから被害は3割を越えた時に補償することになります。もうひとつは、特定危険方式というものがあまして、暴風雨、雹害、凍霜害の被害を園地単位で補償している、3割を越えた被害で補償しているものが現在でございますが、この特定災害補償制度は無くなりまして、農家単位で査定して、3割を越えた時に補償するということとなります。それらを含めまして、大きな5番として、来年の秋からの申し込みにつきましては、(1)の収入保険制度、これは収入金額に対する補償ですね、所得ではありません、収入でござ

	<p>ざいます。(2)として現在行っているNOSAI制度、農家単位で行い、収穫量に対する補償でございます。3割を越えた被害に対して行うものであります。ひとつが半相殺総合一般方式、花芽の形成期から、その花芽の収穫期まで、ですから夏から翌年の収穫期まで。もうひとつが半相殺総合短縮方式、これは発芽期から収穫期までですから、春から秋までということになりまして、(1)・(2)のどちらかを選択できますというように書いておきました。いろいろな資料の中からまとめたもので、紙1枚にまとめたものですから、言い足りない部分がたくさんあるかと思いますが、関心がある方は、ぜひ一番下の問い合わせ先にお尋ねをいただいで、ぜひご加入をお願いしたいと思います。それから今日配っていただいである資料で、カラー刷りの山梨県普及センターだよりというものが配られておりますけれども、その最後のページの下のところ、平成31年度から収入保険制度がはじまりますという色刷りの案内が出ております。これも合わせて見ていただければよろしいかと思ひます。以上でございます。ありがとうございました。</p>
議長	<p>ただ今の三森委員の説明につきまして、何かご質問等ございますか。</p>
20番	<p>説明の中の農家単位について詳しく伺いたいと思ひますが、よろしくお願ひします。</p>
31番	<p>これまでは畑、圃場単位で加入できた訳です。極端に言ひますと1町歩を経営している人でも、5反歩だけ加入でした訳ですが、これからはそういうことができなくなりまして、1件の農家単位ということになる訳です。農家単位で収入保険については収入金額になるということになります。現在行われているNOSAI制度につきましても、圃場単位で被害をみるということではありませぬ。例えば標高の低い所と、高い所を栽培していても、丁度、標高の高い所では被害に遭ったけれども、低い所では被害がなかつた。これまでは被害に遭った標高の高い所の補償があつた訳ですが、今度は上から下まで全部を平均してみていく、こういうことになってくるということでございます。</p>
20番	<p>そうなると農家にとっては不利な保険になるような気がしますが違ひますでしょうか。こちらの畑では全体を含めた中であり、こちらの畑は全滅しても、違ひ畑で収穫があれば補償されないということですよ。わたしたちも、このぶどうは加入したくないけれど、こちらのぶどうは加入したいとか考へがあります。収入が大きいぶどうは加入したいけれど、収入が少ない甲州種は加入しないとか。今の話だと全部の畑に対して加入しなければならぬということなのでしょう。</p>
31番	<p>国においては全ての農家の人たちが公平にこういう制度に加入してもらいたいということが基本的なことであるようですよ。実は先日も農林省から山梨県に来て、白根町で説明会があつた訳ですが、これは今のご意見のように、その人その人によって考へ方がいろいろ違ひと思ひます。端的に言ひますと先程お話ししたように、霜の害を受ける低い畑があるから、その畑だけ霜に対する農済に加入しておこうという人も、端的に言うところでは、今度はそういう特別な部分だけでなく、農家全体として経営をみてもらおうということであるようですよ。この山梨県普及センターだよりにも記載がありますが、青色申告をしていただいで、自分の農業経</p>

	<p>営というものを総体的に見直してもらおうじゃないかということが国の考えのようです。わたしも聞いたことの説明をお伝えする程度しか知識がございませんが、よろしくお願ひしたいと思ひます。</p>
20番	<p>私事ですが、現在私は加入している畑と未加入の畑がありますが、その制度が変わるといふことになります。そうなると保険の掛け金がずっと高くなってしまうと思ひます。そうであってもNOSAIとしては説明のとおりになさいといふ考えなのでしょうか。</p>
31番	<p>掛け金の問題は、いろいろ計算をした上でご検討をいただきたいと思ひます。例えば先程、お渡しした資料の中で、加入の内容によって変わってくるという話をしました。収入保険で言ひますと保険料については掛け捨て部分になりますが、積立金の部分については個人のお金だから戻ってくるという説明もさせてもらひました。もうひとつの話の中で、どの位の補償があるのか、あるいはその補償を目当てとして加入をする時に、いろいろな加入の仕方がある訳ですが、例えば保険部分についても補償限度を90%にしようといふ人、あるいは80%、70%、60%といふこともあるようですから、率を下げていけば掛け金は安くなります。しかし逆に補填してもらひう時に不利になってきます。それから積立金については、積立金に入らなくてもいいわけですが、積立金部分の率を下げていくこともできるということもあります。それから、それぞれの家の状況を計算しないと分からないと思ひますが、現在、半相殺総合一般方式に加入している方、特に旧勝沼町の農家の人たちはだいぶ多いのです。さらに半相殺総合短縮方式に入っている人たちも最近非常に多くなつてきていますが、そういう金額と収入保険制度とを比較しながら計算をしていくと、それぞれの農家の人たちにとって、どういふ金額になってくるのかは、実際にやってみなければわからないといふことになります。国の方では収入保険制度に補助金を付けて、大勢に加入してもらひおうといふ考えでいるようです。具体的には個々で計算をしてみる以外にはないと思ひます。</p>
20番	<p>書換えの締切りはいつまででしょうか。</p>
31番	<p>収入保険についてですか。</p>
20番	<p>半相殺総合一般方式、半相殺総合短縮方式についてです。</p>
31番	<p>これは今年度に申し込みを受け付けて、来年2月の中頃までが締切りになるわけですが、それについては現在行っているものと全く同じで変わりはありません。私が書いた大きな5番にありますように、来年の秋からの申し込みについては、こういうことになってくるということです。現在、来年2月の中頃までに申し込む分については、これまでと同じです。</p>
20番	<p>それは畑毎でよいわけですね。</p>
31番	<p>私の方から「よい」といふ訳にはいきませんが・・・。基本的な考え方は経営している畑については全部加入していただくことが基本的な考えです。しかし、農家によっては全部加入しなくて、一部だけ加入している農家がいることは事実であり、ゆがめないことです。この程度にさせてください。</p>

議 長	<p>農済につきまして、他に何かご発言がありますか。 （発言なし） 三森委員、ありがとうございました。</p> <p>それでは事務局から報告及び事務連絡等をお願いします。</p>
事務局	<p>それでは事務局から報告、連絡等をさせていただきます。担当毎に順次報告させていただきます。</p>
事務局	<ul style="list-style-type: none"> ・ 荒廃農地利用意向調査の結果報告等について ・ 12月市議会における次期農業委員の同意報告について ・ 新年互礼会について
20番	<p>互礼会の送迎ですが、勝沼地区の送迎はありますか。</p>
事務局	<p>市役所から行く分はぶどうの丘のバスを用意いたします。勝沼・大和地区については、ぶどうの丘と相談させていただきます。</p>
議 長	<p>他に委員さんからご意見、ご発言はありますか。</p>
1番	<p>先程、新しい農業委員さんの研修会が1月にあると伺いましたが、新しい体制において、農業委員さんと推進委員の研修会があるわけですか、1月中に開催されるということですか。</p>
事務局	<p>ただ今のご質問にお答えいたします。現在、新体制について運営スタイルについては、正直に言って決めかねているところもあります。まず、体制云々よりも、まず農業委員さん、推進委員さんが関わる法律的なものですとか、農地法ですとか、また業務内容的なものですとか、そういったものについての研修を考えております。現在、県農業会議や山梨県の方に講師と言いますか、説明してくれる方をお願いしているところでございます。これは何回も行っても分からないところがあると思いますので、農業委員さんと推進委員さんを一同に集めまして、その様な研修会を開催していくつもりでございます。時期は1月中に開催できるか、それとも2月1日が任命式と臨時総会を開催する予定で調整をしております。もしかするとその後に時間を取って、その折に研修会を開催する可能性もまだあります。それについては、もう少し詰めさせていただきたいと思っております。</p>
議 長	<p>他に委員さんからご意見、ご発言はありますか。</p>
3番	<p>関連ですか、次の委員の方に私たち現委員が引継がなければならないことがあれば教えていただきたいと思っております。</p>
事務局	<p>ただ今のご質問にお答えいたします。今現在、特別に現委員さんから新委員さんに「これを伝えてください」ということは今のところ考えておりませんが、地域毎にいろいろ問題等があるかと思われまますので、その辺につきましては、新しい委員さんに「こういう問題があるよ」とか、そういった話はしておいていただいたほうがよろしいかなと考えております。</p>

議 長	ただ今の件ですが、事務局からの説明のとおり、それぞれ自分が担当しているものとか、地域的な中での課題、あるいは懸案等がある地域もありますので、その辺はケースバイケースでまた今後やっていただければと思います。
議 長	<p>他に委員さんからご意見、ご発言はありますか。 (発言なし)</p> <p>それでは、特にご意見、ご発言もないようですので、以上で本日の日程は全て終了いたしました。 会議の円滑な進行にご協力いただき御礼を申し上げます。 それではこれで本日の農業委員会総会を閉会といたします。 (閉会の挨拶する)</p> <p>(閉会15時19分)</p> <p>以上、会議の内容を録し、会議録署名委員と共に、署名、捺印する。</p> <p style="text-align: center;">会 長・</p> <p style="text-align: center;">署名委員・</p> <p style="text-align: center;">署名委員・</p>